



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *4 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 2
*5 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 5

○ 告示

- 191 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 9
192 〃 (〃) 10
193 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 10
194 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (〃) 11
195 〃 (〃) 11
196 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (〃) 12
197 〃 (〃) 12
198 〃 (〃) 12
199 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (〃) 13
200 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (〃) 13
201 随意契約の相手方の決定 (薬務課) 13
202 木材業者等の登録 (林業振興課) 14
203 保安林の指定 (森林整備課) 14
204 〃 (〃) 15
205 〃 (〃) 15
206 〃 (〃) 15
207 〃 (〃) 16
208 〃 (〃) 16
209 保安林予定森林 (〃) 17
210 〃 (〃) 17
211 〃 (〃) 17
212 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課) 18
213 公共測量の実施 (技術調査課) 18
214 道路の区域変更 (道路保全課) 18
215 道路の供用開始 (〃) 19
216 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課) 19
217 〃 (〃) 19
218 〃 (〃) 20
219 〃 (〃) 20
220 道路の位置の指定 (都市政策課) 21
*221 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関
の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (会計課) 21

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第4号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（報告）

第4条 任命権者は、特地公署が移転する場合、特地公署の名称が変更される場合、特地公署が廃止される場合又は特地公署の所在地の表示が変更される場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事委員会に報告するものとする。

2 前項に定める場合のほか、任命権者は、特地公署の所在地における生活環境等の実情に著しい変更があったと認められる場合は、別記様式により速やかに人事委員会に報告するものとする。

3 前2項に定める場合のほか、任命権者は、特地公署の所在地における生活環境等の実情について、5年ごとに、別記様式により人事委員会に報告するものとする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特地公署の見直し）

第5条 特地公署及び級別区分については、5年ごとに見直すことを例とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

公 署	所 在 地	級別区分
世界遺産センター	田辺市本宮町本宮100番地の1	2級地
西牟婁振興局建設部龍神駐在所	田辺市龍神村西376番地	1級地
西牟婁振興局建設部本宮駐在所	田辺市本宮町本宮254番地の4	2級地
二川ダム管理事務所	有田郡有田川町二川518番地の2	1級地
椿山ダム管理事務所	日高郡日高川町初湯川1874番地	2級地
畜産試験場	西牟婁郡すさみ町見老津1番地	1級地
七川ダム管理事務所	東牟婁郡古座川町佐田1016番地	1級地

別表の次に次の様式を加える。

別記様式 (第 4 条関係)

(表面)
 特地公署実態票

(年 月 日現在)

公署名 _____ 所在地 _____

1 給料表別級別職員数

給料表及び級										合 計
職 員 数										人

2 公署周辺の状況

(1) 公署の最寄りの公共施設等の状況

公共施設等	名称	所在地	公署からの距離	備 考		
小 学 校			km			
中 学 校			km			
郵 便 局			km			
役 場			km			
スーパーマーケット			km			
金融機関			km			
病 院			km	診療科名	病床数	

(2) 公署の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区

人口集中地区又は準人口集中地区の設定市町村名	
------------------------	--

(3) 公署から最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区までの距離

区間 (地点の名称)	路線名	累積距離	備 考
(起点)			
1 (公署名) から まで		km	
2 から まで		km	
3 から まで		km	
4 から まで		km	
(終点)			
5 から まで		km	

3 職員住宅等周辺の状況

(1) 職員の居住状況

職員住宅等名	所在地	入居職員数
		人

(2) 職員住宅等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区

人口集中地区又は準人口集中地区の設定市町村名	
------------------------	--

(3) 職員住宅等から最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区までの距離

区間 (地点の名称)	路線名	累積距離	備 考
(起点)			
1 (職員住宅等) から まで		km	
2 から まで		km	
3 から まで		km	
4 から まで		km	
(終点)			
5 から まで		km	

4 特記事項

--

(裏面)

特地公署実態票記入要領

1 公署の最寄りの公共施設等の状況について

- (1) 「小学校」及び「中学校」には、分校を含む。
- (2) 「郵便局」には、分室、無集配局及び簡易局を含む。
- (3) 「役場」には、支所、出張所等を含む。
- (4) 「スーパーマーケット」については、日常生活に通常必要な衣食住に関する各種商品（家具等の耐久消費財を除く。）を販売する商店の名称を記入する。
- (5) 「金融機関」については、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合等、預金、送金、公共料金の振替を取り扱う機関（郵便局を除く。）の名称を記入する。
- (6) 「病院」については、医療法（昭和23年法律第205号）に定められているものの名称を記入する。
- (7) 「公署からの距離」については、自動車により移動するものとした場合の一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。当該経路の長さの測定に当たっては、原則として実測によるものとする。ただし、通勤手当を認定する際に使用するソフトウェア（3(1)において「認定ソフトウェア」という。）の使用による測定も可能とする。

2 公署の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区について

最近の国勢調査の結果による人口集中地区又は準人口集中地区が設定された市町村名を記入し、準人口集中地区である場合には、当該市町村名の末尾に「（準）」と付すものとする。

3 公署から最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区までの距離について

- (1) 「区間」、「路線名」及び「累積距離」については、公署を起点とし、公署の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区の外縁を終点とする区間を自動車により移動するものとした場合の一般に利用しうる最短の経路について、道路の路線ごとに記入する。距離の長さの測定に当たっては、原則として実測によるものとする。ただし、認定ソフトウェアの使用による測定も可能とする。
- (2) 「備考」については、あい路、危険箇所等により自動車を使用することが困難な区間がある場合には、その区間、距離及びその状況を記入する。

4 職員の居住状況について

公署に勤務する職員のうち最も多くの者が居住する和歌山県職員住宅管理規程（昭和41年和歌山県訓令第1号）に定められている職員住宅又は和歌山県教職員住宅管理規程（平成9年和歌山県教育委員会訓令第6号）に定められている教職員住宅（居住者数が同数である場合には、最も公署に近い職員住宅又は教職員住宅。5及び6において「職員住宅等」という。）について、記入する。

5 職員住宅等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区について

職員住宅等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区について、2の例により記入する。

6 職員住宅等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区までの距離について

職員住宅等を起点とし、職員住宅等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区の外縁を終点とする区間について、3の例により記入する。

7 特記事項について

2及び3に掲げる事項のほか、公署の所在地における生活環境等の実情で特記すべき事項がある場合には、その内容を具体的に記入する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の職員の特地勤務手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条に規定する特地公署とされていた公署のうちこの規則による改正後の職員の特地勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に規定する特地公署でなくなり、又は別表に掲げる級別区分が下位となった公署（次項に掲げる公署を除く。）に勤務する職員にあっては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による当該公署の次の表の級別区分欄に掲げる区分に応じ、施行日から平成25年3月31日までの間にあってはそれぞれ施行日から平成25年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあってはそれぞれ平成25年4月1日から平成26年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあってはそれぞれ平成26年4月1日から平成27年3月31日までの欄に定める額を特地勤務手当として支給する。

級別区分	施行日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
1級地	4,000円	2,800円	1,600円
2級地	7,000円	6,100円	5,200円
3級地	1万円	9,100円	8,200円

- 3 七川ダム管理事務所に勤務する職員にあっては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までの間にあっては月額1万円を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては月額8,200円を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては月額6,400円を特地勤務手当として支給する。

和歌山県人事委員会規則第5号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(報告)

第4条 任命権者は、特地公署が移転する場合、特地公署の名称が変更される場合、特地公署が廃止される場合又は特地公署の所在地の表示が変更される場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事委員会に報告するものとする。

2 前項に定める場合のほか、任命権者は、特地公署の所在地における生活環境等の実情に著しい変更があったと認められる場合は、別記様式により速やかに人事委員会に報告するものとする。

3 前2項に定める場合のほか、任命権者は、特地公署の所在地における生活環境等の実情について、5年ごとに、別記様式により人事委員会に報告するものとする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特地公署の見直し)

第5条 特地公署及び級別区分については、5年ごとに見直すことを例とする。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第3条関係)

公 署	所 在 地	級別区分
田辺警察署湯本警察官駐在所	田辺市龍神村湯の又538番地の2	3級地
田辺警察署近露警察官駐在所	田辺市中辺路町近露2126番地の1	2級地
田辺警察署福井警察官駐在所	田辺市龍神村福井75番地の3	1級地
田辺警察署西警察官駐在所	田辺市龍神村西326番地の1	1級地
田辺警察署合川警察官駐在所	田辺市合川637番地の16	1級地
田辺警察署湯峯警察官駐在所	田辺市本宮町渡瀬861番地の2	2級地
田辺警察署本宮幹部交番	田辺市本宮町本宮260番地の1	2級地
田辺警察署請川警察官駐在所	田辺市本宮町請川311番地の1	1級地
田辺警察署伏拝警察官駐在所	田辺市本宮町伏拝1000番地	1級地
海南警察署毛原宮警察官駐在所	海草郡紀美野町毛原宮254番地の5	1級地
かつらぎ警察署花園警察官駐在所	伊都郡かつらぎ町花園梁瀬539番地	1級地
湯浅警察署清水警察官駐在所	有田郡有田川町清水288番地の1	2級地
湯浅警察署二川警察官駐在所	有田郡有田川町二川801番地の5	1級地
御坊警察署美山警察官駐在所	日高郡日高川町川原河125番地	1級地
白浜警察署市鹿野警察官駐在所	西牟婁郡白浜町市鹿野1075番地の1	1級地
串本警察署佐田警察官駐在所	東牟婁郡古座川町佐田638番地の1	1級地
新宮警察署北山警察官駐在所	東牟婁郡北山村大沼58番地の1	1級地

別表の次に次の様式を加える。

別記様式 (第 4 条関係)

(表面)
 特地公署実態票

(年 月 日現在)

公署名 _____ 所在地 _____

1 給料表別級別警察官数

給料表及び級										合 計
警察官数										人

2 公署周辺の状況

(1) 公署の最寄りの公共施設等の状況

公共施設等	名称	所在地	公署からの距離	備 考		
小 学 校			km			
中 学 校			km			
郵 便 局			km			
役 場			km			
スーパーマーケット			km			
金融機関			km			
病 院			km	診療科名	病床数	

(2) 公署の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区

人口集中地区又は準人口集中地区の設定市町村名	
------------------------	--

(3) 公署から最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区までの距離

区間 (地点の名称)	路線名	累積距離	備 考
(起点)			
1 (公署名) から まで		km	
2 から まで		km	
3 から まで		km	
4 から まで		km	
(終点)			
5 から まで		km	

3 警察職員宿舎等周辺の状況

(1) 警察官の居住状況

警察職員宿舎等名	所在地	入居警察官数
		人

(2) 警察職員宿舎等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区

人口集中地区又は準人口集中地区の設定市町村名	
------------------------	--

(3) 警察職員宿舎等から最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区までの距離

区間 (地点の名称)	路線名	累積距離	備 考
(起点)			
1 (警察職員宿舎等) から まで		km	
2 から まで		km	
3 から まで		km	
4 から まで		km	
(終点)			
5 から まで		km	

4 特記事項

--

(裏面)

特地公署実態票記入要領

1 公署の最寄りの公共施設等の状況について

- (1) 「小学校」及び「中学校」には、分校を含む。
- (2) 「郵便局」には、分室、無集配局及び簡易局を含む。
- (3) 「役場」には、支所、出張所等を含む。
- (4) 「スーパーマーケット」については、日常生活に通常必要な衣食住に関する各種商品（家具等の耐久消費財を除く。）を販売する商店の名称を記入する。
- (5) 「金融機関」については、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合等、預金、送金、公共料金の振替を取り扱う機関（郵便局を除く。）の名称を記入する。
- (6) 「病院」については、医療法（昭和23年法律第205号）に定められているものの名称を記入する。
- (7) 「公署からの距離」については、自動車により移動するものとした場合の一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。当該経路の長さの測定に当たっては、原則として実測によるものとする。ただし、通勤手当を認定する際に使用するソフトウェア（3(1)において、「認定ソフトウェア」という。）の使用による測定も可能とする。

2 公署の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区について

最近の国勢調査の結果による人口集中地区又は準人口集中地区が設定された市町村名を記入し、準人口集中地区である場合には、当該市町村名の末尾に「（準）」と付すものとする。

3 公署から最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区までの距離について

- (1) 「区間」、「路線名」及び「累積距離」については、公署を起点とし、公署の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区の外縁を終点とする区間を自動車により移動するものとした場合の一般に利用しうる最短の経路について、道路の路線ごとに記入する。距離の長さの測定に当たっては、原則として実測によるものとする。ただし、認定ソフトウェアの使用による測定も可能とする。
- (2) 「備考」については、あい路、危険箇所等により自動車を使用することが困難な区間がある場合には、その区間、距離及びその状況を記入する。

4 警察官の居住状況について

公署に勤務する警察官のうち最も多くの者が居住する和歌山県警察職員宿舍管理使用要領の制定について（昭和49年会第155号）に定められている警察職員宿舍又は和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）に定められている警察官駐在所（居住者数が同数である場合には、最も公署に近い警察職員宿舍又は警察官駐在所。5及び6において「警察職員宿舍等」という。）について、記入する。

5 警察職員宿舍等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区について

警察職員宿舍等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区について、2の例により記入する。

6 警察職員宿舍等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区までの距離について

警察職員宿舍等を起点とし、職員住宅等の最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区の外縁を終点とする区間について、3の例により記入する。

7 特記事項について

2及び3に掲げる事項のほか、公署の所在地における生活環境等の実情で特記すべき事項がある場合には、その内容を具体的に記入する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の警察官の特地勤務手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条に規定する特地公署とされていた公署のうちこの規則による改正後の警察官の特地勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に規定する特地公署でなくなり、又は別表に掲げる級別区分が下位となった公署（次項及び第4項に掲げる公署を除く。）に勤務する警察官にあつては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による当該公署の次の表の級別区分欄に掲げる区分に応じ、施行日から平成25年3月31日までの間にあつてはそれぞれ施行日から平成25年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあつてはそれぞれ平成25年4月1日から平成26年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはそれぞれ平成26年4月1日から平成27年3月31日までの欄に定める額を特地勤務手当として支給する。

級別区分	施行日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
1級地	4,000円	2,800円	1,600円
2級地	7,000円	6,100円	5,200円
3級地	1万円	9,100円	8,200円

3 新宮警察署日足警察官駐在所、岩出警察署鞆渕警察官駐在所及び田辺警察署清川警察官駐在所に勤務する警察官にあつては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までの間にあつては月額7,000円を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては月額4,900円を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては月額2,800円を特地勤務手当として支給する。

4 串本警察署佐田警察官駐在所に勤務する警察官にあつては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までの間にあつては月額1万円を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては月額8,200円を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては月額6,400円を特地勤務手当として支給する。

告 示

和歌山県告示第191号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年4月24日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年2月24日

2 名称

特定非営利活動法人すまいるはうす

3 代表者の氏名

戎真弓

4 主たる事務所の所在地
和歌山県海南市下津町方1791番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わる地域住民に対して、子育て支援に関する事業を行い、子ども達の健全な育成と地域における子育て環境の充実を図ることを目的とする。

和歌山県告示第192号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年4月24日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年2月24日

2 名称

特定非営利活動法人ジョイ・コム

3 代表者の氏名

岡田亜紀

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中島528番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を發揮することができない人たちに対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援・地域住民との交流に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第193号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010100232	れもんケア西浜	和歌山市紀三井寺840-39 メゾン山水 I-103	居宅介護 重度訪問介護	株式会社れもんケア	和歌山市紀三井寺840-39	平成23.11.30
3011400078	れもんケア海南	海南市日方新浜1271-75	居宅介護 重度訪問介護	株式会社れもんケア	和歌山市紀三井寺840-39	平成23.11.30
3011000290	れもんケア橋本	橋本市岸上557-5レモンハウス103	居宅介護 重度訪問介護	株式会社れもんケア	和歌山市紀三井寺840-39	平成23.11.30
3011700360	れもんケア打田	紀の川市古和田240	居宅介護 重度訪問介護	株式会社れもんケア	和歌山市紀三井寺840-39	平成23.11.30
3010120719	訪問介護ステーションなごみ	和歌山市畑屋敷新道丁9 セレブ畑屋	居宅介護 重度訪問介護	有限会社介護福祉協会	大阪府池田市天神一丁目4番2-106号	平成23.12.1

敷206

和歌山県告示第194号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010101636	つくし介護センター	和歌山市東高松1丁目3番4号	同行援護	身体障害者 障害児	有限会社瀧谷	和歌山市東高松1丁目3番4号	平成24.2.1	平成30.1.31
3010100810	アプリ株式会社訪問事業部	和歌山市有本458番9	同行援護	身体障害者 障害児	アプリ株式会社	和歌山市吉原800番地	平成24.2.1	平成30.1.31
3010120115	ヘルパーステーションあんあん	和歌山市吉原800番地	行動援護・ 同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	有限会社あんあん	和歌山市吉原800番地	平成24.2.1	平成30.1.31
3010120172	セントケア紀の川	和歌山市福島336番地	同行援護	身体障害者 障害児	セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	平成24.2.1	平成30.1.31
3010120859	訪問介護センターやわらぎ	和歌山市今福五丁目1番1号	同行援護	身体障害者 障害児	有限会社さくらケアセンター	和歌山市今福五丁目1番1号	平成24.2.1	平成30.1.31
3012250274	ケアサポートカタチ	田辺市下万呂577番地の1	同行援護	身体障害者 障害児	株式会社ZENSHIN	田辺市下万呂577番地の1	平成24.2.1	平成30.1.31
3010101073	ヘルパーステーションたいよう	和歌山市太田667番地の1	同行援護	身体障害者 障害児	有限会社ヘルパーステーションたいよう	和歌山市太田667番地の1	平成24.2.1	平成30.1.31
3012410142	ひとみ介護サービス	すさみ町周参見4038番地の1	居宅介護・ 重度訪問介護・ 同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社ヒトミ介護タクシー	すさみ町周参見4038番地の1	平成24.2.1	平成30.1.31

和歌山県告示第195号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011700550	株式会社あおぞらケアセンター紀の川	紀の川市貴志川町丸栖687番地3	居宅介護・ 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社あおぞらケアセンター紀の川	紀の川市貴志川町丸栖687番地3	平成24.3.1	平成30.2.28

3012000 182	愛あいケア フレンズ	御坊市藤田町吉 田726番地50	居宅介護・ 重度訪問介 護・同行援 護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	合同会社松 山	御坊市藤田町吉 田726番地50	平成 24.3.1	平成 30.2.28
3010100 794	あすか訪問 介護サービ ス	和歌山市延時14 7-39	同行援護	身体障害者 障害児	有限会社あ すか	和歌山市延時14 7-39	平成 24.3.1	平成 30.2.28
3010100 265	彩園	和歌山市西高松 二丁目15-5	同行援護	身体障害者 障害児	株式会社彩 園	和歌山市西高松 二丁目15-5	平成 24.3.1	平成 30.2.28
3010101 453	訪問介護ス テーション オアシス	和歌山市西庄10 86番地の43	同行援護	身体障害者 障害児	株式会社介 護ステーシ ョンオアシ ス	和歌山市西庄10 86番地の43	平成 24.3.1	平成 30.2.28
3011700 121	紀の川市社 会福祉協議 会 介護サ ービス南事 業所	紀の川市桃山町 最上1253番地2	同行援護	身体障害者 障害児	社会福祉法 人紀の川市 社会福祉協 議会	紀の川市桃山町 最上1253番地2	平成 24.3.1	平成 30.2.28
3011700 113	紀の川市社 会福祉協議 会 介護サ ービス北事 業所	紀の川市名手市 場144番地1	同行援護	身体障害者 障害児	社会福祉法 人紀の川市 社会福祉協 議会	紀の川市桃山町 最上1253番地2	平成 24.3.1	平成 30.2.28

和歌山県告示第196号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
まるクリニック	田辺市下万呂393-5	腎臓に関する医療	大浦真紀	平成 24.3.1

和歌山県告示第197号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
調剤薬局花みかん たらちね店	西牟婁郡白浜町3110番の4	—	松村昌子	平成 24.3.1

和歌山県告示第198号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
調剤薬局花みかん たらちね店	西牟婁郡白浜町3110-4	松村昌子	平成 24. 3. 1

和歌山県告示第199号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3011400 193	有限会社ライフ ケア海南	居宅介護・ 重度訪問介 護	主たる事務所の 所在地 事業所の所在地	海南市船尾241番地の2 9	和歌山市内原467番地 の1	平成 24. 1. 1

和歌山県告示第200号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
大堀薬局	御坊市菌156-4	薬局の所在地	御坊市菌156	御坊市菌156-4	平成 24. 2. 16

和歌山県告示第201号

抗インフルエンザウイルス薬の売買契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル75 100カプセル（PTP）備蓄用）290,000カプセル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県福祉保健部健康局薬務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年1月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

中外製薬株式会社

東京都北区浮間五丁目5番1号

5 随意契約に係る契約金額

51,460,500円 (うち消費税及び地方消費税の額2,450,500円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第202号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 名称及び所在地
5010			平成 23.12.12	東京都新宿区西新宿1- 23-7	住友林業フォレストサー ビス株式会社 代表取締役社長 倉光二 朗	木材	愛媛県新居浜市磯浦町 2-1 宮崎県日向市大字日知 屋字前畑3389-17 北海道紋別市渚滑町9- 11 北海道札幌市北区北7 条西1-2-6 ニューズ テージ札幌(NSS)ビル 7階 大阪府大阪市北区中之 島2-2-7 中之島セン トラルタワー8階 愛知県名古屋市東区葵 1-19-30 マザックア ートプラザ オフィス 棟12階
5011			平成 24.2.22	和歌山県御坊市島545	塩路株式会社 代表取締役 塩路進	木材	

和歌山県告示第203号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町下鮎川字加茂254(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町高原字下谷51の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町高原字堂ノ前423の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ノ前423の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第206号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町高原字正木634の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字野々田611の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字野々田611の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町温川字桑畑678の8・679の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第209号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字日物川字田中谷134、176、190

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第210号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字日物川字阿高谷930、935

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第211号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字延坂字天神谷537から539まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第212号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区のうち旧串本漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町和深、田並、有田、潮岬、出雲、鬮野川又は串本に住所又は根拠地を有する者が行う小型定置漁業	串本小型定置

和歌山県告示第213号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事（河川管理者）から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間 平成24年2月24日から平成24年3月31日まで

3 作業地域 有田川（河口～二川ダム）

古座川（河口～七川ダム）

小川（古座川合流点～洞尾）

和歌山県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市貴志川町岸小野字鷹巣 466番2地先から同市貴志川町岸 小野字川端468番1地先まで	旧	6.65 ） 15.98	220.40	
同上	新	6.65 ） 15.98	220.40	
同上	新	11.02 ） 24.57	170.85	

和歌山県告示第215号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 垣内貴志川線

供用開始の区間 紀の川市貴志川町岸小野字鷹巣466番2地先から同市貴志川町岸小野字川端468番1地先
まで

供用開始の期日 平成24年3月9日

和歌山県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

紀の川市

2 都市計画事業の種類及び名称

打田都市計画下水道事業 紀の川市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成17年9月27日

至 平成27年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
紀の川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
粉河都市計画下水道事業 紀の川市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成19年8月31日
至 平成27年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
なし

和歌山県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
紀の川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
那賀都市計画下水道事業 紀の川市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成19年8月31日
至 平成27年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
なし

和歌山県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
紀の川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
桃山都市計画下水道事業 紀の川市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成14年10月8日

至 平成27年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第220号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3158	紀の川市粉河字西鳥居959番の一部、960番の一部、962番1の一部、水路	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 24. 2. 29	6. 00	90. 35

和歌山県告示第221号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 3 収納代理金融機関の表中「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改める。